

市・県民税申告および所得税の確定申告

問い合わせ先／市役所税務課市民税係 ☎76-8117

受け付け方法変更 スカイワードあさひ会場は**完全予約制**となります

新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、2月16日(水)～28日(月)にスカイワードあさひで実施する市・県民税申告受付および確定申告無料相談は、インターネットか電話での**完全予約制に変更します(従来の番号札の配布はありません)**。



予約開始日時	ネット予約	電話予約
2月1日(火) 午前9時	市ホームページ内 予約専用ページ (24時間予約可)	予約専用ダイヤル ☎53-9011 土・日曜日、祝日を除く午前9時～午後4時30分 ※上記の番号以外からは予約不可

注意事項

- 予約のないかたの受け付け・相談は**できません**●定員になり次第受け付け終了●必ず前日までに予約してください●一度に2人まで予約可
- 予約開始直後は電話予約が混雑するため、ネット予約をご利用ください

確定申告および会場の詳細は、本号と同時配布の「税連協だより」をご覧ください。

令和4年度の市・県民税申告の受け付けが始まります

市・県民税申告受付日程

とき(土・日曜日、祝日を除く)	ところ	
1月26日(水)	東部市民センター 講習室 渋川福祉センター 会議室 新池交流館ふらっと 会議室	
27日(木)		
31日(月)		
2月16日(水)～28日(月)	午前9時30分～正午、午後1時～4時	スカイワードあさひ ひまわりホール
3月15日(火)まで	午前8時30分～午後5時15分	市役所税務課

完全予約制

- 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、マスクの着用、手指消毒、検温にご協力ください
- 申告書は郵送でも提出できます

申告に必要な持ち物

- 令和3年中の所得が分かる書類(源泉徴収票など)●控除を受けるための書類(下表のとおり)
- ①マイナンバーカード②マイナンバー通知カードまたはマイナンバー記載のある住民票の写しと運転免許証など本人確認ができるもの(①②のいずれか)

控除種別※	必要書類
配偶者控除・配偶者特別控除	配偶者の前年中の所得金額が分かる書類(源泉徴収票など)
医療費控除	医療費控除の明細書 ※医療費の領収書の添付または提示は必要ありません。領収書は申告期限などから5年間自宅などで保管してください。
社会保険料控除	国民年金等支払証明書、国民健康保険税などの支払金額が分かるもの
生命保険料控除	生命保険料、介護医療保険料、個人年金保険料の支払証明書
地震保険料控除	地震保険料、旧長期損害保険料などの支払証明書
障害者控除	障害者控除認定書、療育手帳など
寄附金税額控除	寄付先・金額が分かる領収書など



※上記のほかに雑損控除、小規模企業共済等掛金控除、勤労学生控除などあり

市民税・県民税申告書は昨年の実績に基づき、1月下旬に自宅へ郵送します。新たに申告が必要なかたは、市ホームページからダウンロードしてください。

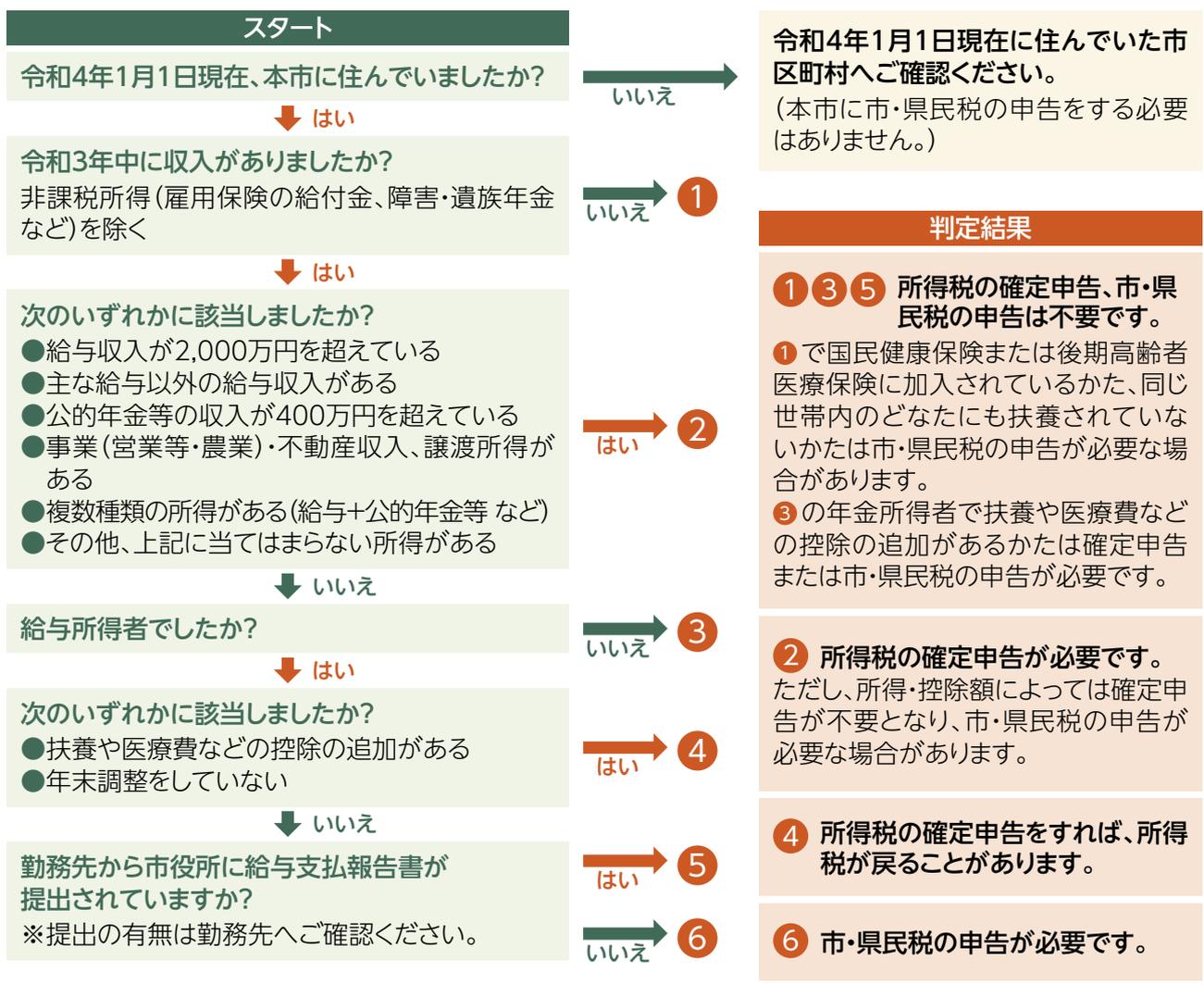
市・県民税申告の郵送による提出 作成した申告書は下記住所に郵送してください。 〒488-8666市役所税務課(住所不要)	市民税・県民税申告書作成コーナー 右記二次元コードから市民税・県民税申告書の作成が可能です。 
確定申告書の提出・問い合わせ先 尾張瀬戸税務署(〒489-8520瀬戸市熊野町76-1)☎82-4111	国税庁 確定申告書等作成コーナー 右記二次元コードから所得税の確定申告書の作成が可能です。提出はe-Taxか郵送で 



申告が必要なかた

フローチャートは目安としてご利用ください。所得税の確定申告については尾張瀬戸税務署へお問い合わせください。

はい → いいえ → に沿って進み、①～⑥の番号が決まりましたら**判定結果**へお進みください。



※所得税の確定申告をする場合、市・県民税の申告は不要

確定申告などで使用する書類を送付します

送付書類	送付時期	問い合わせ先
医療費通知	● 令和3年9・10月分／1月下旬 ● 11・12月分／2月下旬	市役所保険医療課国保年金係 ☎76-8151
国民健康保険税・後期高齢者医療保険料の納付確認書		市役所保険医療課国保年金係 ☎76-8151 高齢者医療係 ☎76-8153
65歳以上のかたの介護保険料納付確認書(普通徴収分)※1	1月下旬	市役所長寿課介護保険係 ☎76-8144
障害者控除対象者認定書		
おむつ費用の医療費控除確認書※2	控除を受けるのが2年目以降のかたの申請に応じて交付	
国民年金保険料控除証明書	2月上旬(令和3年10月以降に初めて保険料を納付したかた)	瀬戸年金事務所国民年金課 ☎83-2412(代) 音声案内②→② ねんきん加入者ダイヤル ☎0570-003-004 (050から始まる電話でおかけのかたは ☎03-6630-2525)

※1 全額年金から天引きされている場合は送付なし
 ※2 要介護認定に係る主治医意見書の内容から、寝たきり状態で尿失禁の可能性があることが確認できる場合に交付